

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設備の基準)</p> <p>第25条 条例第102条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)</p> <p>第25条の2 条例第102条第4項の規定による届出は、<u>指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）における夜間及び深夜の指定通所介護（指定療養通所介護）以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書（別記様式）</u>により行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出をした条例第100条に規定する指定通所介護事業者（次項において「届出指定通所介護事業者」という。）は、<u>同項</u>の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の<u>指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）における夜間及び深夜の指定通所介護（指定療養通所介護）以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書</u>により当該届出に係る条例第102条第4項に規定するサ</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第25条 条例第102条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>指定通所介護事業所（条例第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護（条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第28条において同じ。）</u>を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)</p> <p>第25条の2 条例第102条第4項の規定による届出は、<u>指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書（別記様式）</u>により行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出をした条例第100条に規定する指定通所介護事業者（次項において「届出指定通所介護事業者」という。）は、<u>前項</u>の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の<u>届出書</u>により当該届出に係る条例第102条第4項に規定するサービスを提供する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。</p>

サービスを提供する条例第100条に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

- 3 届出指定通所介護事業者は、条例第102条第4項に規定するサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）における夜間及び深夜の指定通所介護（指定療養通所介護）以外のサービスの休止（廃止）届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

（被用者に負担させることが適当と認められる費用）

第26条 条例第103条第3項第3号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1)・(2) [略]

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定通所介護（条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

（夜間及び深夜の指定療養通所介護以外のサービスの提供に関する届出）

第29条の2 条例第119条第4項の規定による届出は、指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）における夜間及び深夜の指定通所介護（指定療養通所介護）以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書（別記様式）により行わなければならない。

- 2 第25条の2第2項及び第3項の規定は、前項の届出をした条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者について準用する。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第30条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。

- (2) 条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供の方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

- 3 届出指定通所介護事業者は、条例第102条第4項に規定するサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの休止（廃止）届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

（被用者に負担させることが適当と認められる費用）

第26条 条例第103条第3項第3号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1)・(2) [略]

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

第29条の2 から第33条まで 削除

(3) 条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(事業の運営についての重要事項)

第31条 条例第127条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用についての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(安全・サービス提供管理委員会)

第32条 条例第129条第1項に規定する安全・サービス提供管理委員会は、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。

(記録の整備)

第33条 条例第130条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1) 療養通所介護計画

(2) 条例第129条第2項の検討の結果についての記録

(3) 条例第131条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第131条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第131条において準用する第38条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第105条の19において準用する省令第104条の2第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第34条 条例第134条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準に適合すること。

(設備の基準)

第34条 条例第134条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準に適合すること。

<p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 [略]</p> <p><u>2 第2条及び第26条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。</u></p> <p><u>3 第2条及び第26条から第29条までの規定は、<u>条例第132条</u>に規定する基準該当通所介護の事業について準用する。</u></p> <p>別記様式（第25条の2、<u>第29条の2</u>関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）における夜間及び深夜の指定通所介護（指定療養通所介護）以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 場所欄は、機能訓練室、静養室等の指定通所介護事業所<u>（指定療養通所介護事業所）</u>の設備としての用途を記載すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに<u>条例第132条</u>に規定する基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護（同条に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 [略]</p> <p><u>2 第2条及び第26条から第29条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。</u></p> <p>別記様式（第25条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 場所欄は、機能訓練室、静養室等の指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）</p> <p>第2条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（平成27年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後						
<p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 一部改正条例附則第8項の規定により第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定を準用する場合における同項の規定による第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 2011 770 2051"> <tr> <td>読み替える</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替え</td> </tr> </table>	読み替える	読み替えられる字句	読み替え	<p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 一部改正条例附則第8項の規定により第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定を準用する場合における同項の規定による第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 2011 1457 2051"> <tr> <td>読み替える</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替え</td> </tr> </table>	読み替える	読み替えられる字句	読み替え
読み替える	読み替えられる字句	読み替え					
読み替える	読み替えられる字句	読み替え					

第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定		る字句	第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定		る字句
[略]			[略]		
第100条第4項	指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者	[略]	第100条第4項	指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者又は <u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成18年厚生労働省令第34号。以下この項において「 <u>指定地域密着型サービス基準</u> 」という。）第20条第1項に規定する <u>指定地域密着型通所介護事業者</u>	[略]
	指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護の事業	[略]		指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護の事業又は <u>指定地域密着型サービス基準</u> 第19条に規定する <u>指定地域密着型通所介護の事業</u>	[略]
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに定める	[略]		指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は <u>指定地域密着型サービス基準</u> 第22条第1項から第3項までに定める	[略]
10	[略]		10	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則別記様式及び第25条の2第3項に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出書について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。
- 第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則別記様式及び第25条の2第3項に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。